

2024年12月

地方拠点強化税制の活用について

「地方拠点強化税制」は、地方への本社機能（事務所、研究所、研修所）移転や地方で本社機能の拡充を行う際に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、移転・立地先の都道府県知事から事前に計画の認定を受けることで法人税の税額控除等の適用を受けられる制度です。

内閣府では、今般の「新しい地方経済・生活環境創生本部」の設置を踏まえ、地方創生をさらに後押ししていくこととされており、地方拠点強化税制の一層の活用に向けて資料「地方拠点の強化について」を作成、その周知依頼がありましたのでご案内いたします。

地方への本社機能移転や地方での本社機能の拡充を行われる際には、「地方拠点強化税制」を是非ご活用ください。

[【資料】「地方拠点の強化について」](#)

参考：地方拠点強化税制 HP：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>